

議案第 3 2 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 2 3 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第7条第4号を次のように改める。

（4）前条第1項の規定による検査を受けようとする者の排水設備等の新設等の工事を行った指定工事店 次の表に掲げる額

公共ます等に接続する排水設備等の内径	手数料の額（1件につき）	備考
100ミリメートル以下	2,000円	再検査における手数料の額は、公共ます等に接続する排水設備等の内径に応じた手数料の額とする。
101ミリメートル以上	4,000円	

第7条第5号を削る。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の手数料は、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

第2条 佐倉市下水道条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「1万円」を「12,000円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第4号の表100ミリメートル以下の項中「2,000円」を「3,000円」に改め、同表101ミリメートル以上の項中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第12条第2項中「納入通知書」の次に「、口座振替又は地方自治法（昭

和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付の方法」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。